

令和3年度大規模施設・テナント

「広島県大規模施設等協力金」に関するご案内

◆広島県大規模施設等協力金とは？

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和3年5月16日(※)から令和3年5月31日の全ての期間において、県の要請に協力いただいた「1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者のみなさま」及び「大規模施設のテナント事業者のみなさま」に協力金を支給いたします。

※準備等のため、協力開始が5月16日に間に合わない場合でも、5月19日までに協力を開始し、5月31日までの全ての期間協力いただければ、日割りで支給いたします。

◆対象者(支給要件) ※広島県からの要請は裏面に記載しています

【1,000㎡超の大規模施設】

・広島県内において営業を行っている、床面積が1,000㎡を超える要請対象施設を運営する事業者であること。

・要請期間のすべての期間に、要請に応じていること。

(ただし、準備等のため、協力開始が5月16日に間に合わない場合でも、5月19日までに協力を開始し、5月31日までの全ての期間協力すること。)

・要請期間に飲食業に係る協力金の支給を受けていないこと。

【大規模施設のテナント】

・要請期間において、要請に応じている大規模の施設の区画を賃借し出店している店舗を運営する事業者であること。

・当該大規模施設が要請に応じたすべての期間に、大規模施設に合わせて営業時間短縮を行った店舗であること。

・要請期間に飲食業に係る協力金の支給を受けていないこと。

◆支給額

【休業】1日当たり給付額×対応日数

【時間短縮】1日当たり給付額×(要請に応じて短縮した時間÷本来の営業時間)×対応日数

	大規模施設	テナント
1日あたり給付額	対象床面積1,000㎡毎に 20万円	対象床面積100㎡毎に 2万円

5月19日以降
全日程が要請に
対応していることが
必須条件です

◆申請手続(※詳細は、確定次第改めて公表します)

(1) 申請方法 **【大規模施設による取りまとめ申請の方法も検討しています】**

郵送(簡易書留等、配達記録が分かる方法で郵送してください。)

(2) 申請に必要な書類

(大規模施設)

①申請書、②誓約書、③床面積が1,000㎡を超えていることがわかる書類の写し、④休業・営業時間の短縮を行ったことがわかる写真等、⑤本人確認書類の写し、⑥振込先口座の通帳の写し

(テナント)

①申請書、②誓約書、③大規模施設に出店していることが確認できる書類の写し(賃貸借契約書など)
④店舗の外観全体(店舗名)がわかる写真、⑤出店している大規模施設の休業または営業時間短縮の状況がわかる書類の写し(告知文や大規模施設のホームページなど)、⑥休業や営業時間短縮の状況がわかる書類の写し又は写真(ホームページや店頭ポスター、チラシなど)、⑦本人確認書類の写し(個人事業者のみ)、⑧振込先口座の通帳の写し

◆申請受付期間 要請期間終了後の6月1日以降速やかに受付開始

センター設置後、
広島県ホームページで
お知らせします

◆問い合わせ先 広島県大規模施設等協力金センター【設置準備中】

広島県からの要請(特措法第24条第9項に基づくもの)

要請期間: 令和3年5月16日(日)0時~5月31日(月)24時

対象区域: 広島県内全域

(別紙)
要請対象施設(特措法第24条第9項等に基づくもの)

① イベント関連施設等

施設の種類	施設の例	要請内容	
		1,000㎡超	1,000㎡以下
劇場等	劇場, 観覧場, 演芸場, 映画館 等	・5時から20時までの営業時間短縮 ・人数上限5,000人かつ収容率50%以内の要請 ・イベントを開催する場合は, 21時までの営業時間短縮	・人数上限5,000人かつ収容率50%以内の要請 ・イベントを開催する場合は, 21時までの営業時間短縮要請
集会・展示施設	集会場, 公会堂, 展示場, 貸会議室, 文化会館, 多目的ホール	[法に基づかない働きかけ] ・入場整理等の働きかけ	[法に基づかない働きかけ] ・イベント開催以外の場合は, 20時までの営業時間短縮の働きかけ ・入場整理等の働きかけ
ホテル・旅館	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)	・店舗での飲食につながる酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ	・店舗での飲食につながる酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ

※ イベント主催者が開催形態をオンライン配信等としてイベントを実施するために施設を利用する場合には, 営業時間短縮の要請又は働きかけの対象としない。

② イベントを開催する可能性がある施設

施設の種類	施設の例	要請内容	
		1,000㎡超	1,000㎡以下
運動施設等	体育館, スケート場, 水泳場, 屋内テニスコート, 柔剣道場, ボウリング場, テーマパーク, 遊園地, 野球場, ゴルフ場, 陸上競技場, 屋外テニスコート, ゴルフ練習場, バッティング練習場 等	・5時から20時までの営業時間短縮 ・人数上限5,000人かつ収容率50%以内の要請 ・イベントを開催する場合は, 21時までの営業時間短縮	・人数上限5,000人かつ収容率50%以内の要請 ・イベントを開催する場合は, 21時までの営業時間短縮要請
博物館等	博物館, 美術館 等	[法に基づかない働きかけ] ・入場整理等の働きかけ ・店舗での飲食につながる酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ	[法に基づかない働きかけ] ・イベント開催以外の場合は, 20時までの営業時間短縮の働きかけ ・入場整理等の働きかけ ・店舗での飲食につながる酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ

※ イベント主催者が開催形態をオンライン配信等としてイベントを実施するために施設を利用する場合には, 営業時間短縮の要請又は働きかけの対象としない。

③ 参加者が自由に移動でき, 入場整理等が推奨される施設

施設の種類	施設の例	要請内容	
		1,000㎡超	1,000㎡以下
商業施設	大規模小売店, 百貨店, ショッピングセンター, スーパー 等	・5時から20時までの営業時間短縮 ただし, 10,000㎡超の施設については, 土日の休業を要請	[法に基づかない働きかけ] ・5時から20時までの営業時間短縮の働きかけ
運動・遊技施設	スポーツジム, ホットヨガ, ヨガスタジオ, マージャン店, パチンコ店, ゲームセンター 等	・いずれも, 生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く	・イベントを開催する場合は, 21時までの営業時間短縮の働きかけ ・いずれも生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く
遊興施設	個室ビデオ店, 射的場, 勝馬投票券発売所 等	[法に基づかない働きかけ] ・イベントを開催する場合は, 21時までの営業時間短縮 ・入場整理等の働きかけ	・入場整理等の働きかけ ・店舗での飲食につながる酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ
サービス業(生活必需サービス除く)	スーパー銭湯, ネイルサロン, エステサロン, リラクゼーション 等	・店舗での飲食につながる酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ	・店舗での飲食につながる酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ

※ イベント主催者が開催形態をオンライン配信等としてイベントを実施するために施設を利用する場合には, 営業時間短縮の要請又は働きかけの対象としない。

④ 冠婚葬祭に関する施設

施設の種類	施設の例	要請内容
結婚式場	結婚式場	[特措法第45条第2項に基づく要請] ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛 ・営業時間短縮(5時から20時まで) [法に基づかない働きかけ] ・1.5時間以内の開催 ・参加人数50人以下かつ収容率50%以内
葬祭場	葬祭場	[法に基づかない働きかけ] ・店舗での飲食につながる酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ

⑤ その他の施設

施設の種類	施設の例	要請内容
学校, 保育所, 福祉サービス等	幼稚園, 小学校, 中学校, 高校, 保育所, 介護老人保健施設, 大学 等	・感染防止対策の徹底 ・感染リスクの高い活動等の制限 ・大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等
図書館	図書館	・感染防止対策の徹底 ・入場整理の働きかけ
遊興施設	ネットカフェ, 漫画喫茶等, 夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設	・感染防止対策の徹底 ・入場整理の働きかけ
サービス業	銭湯, 理容店, 美容店, 質屋, 貸衣装屋, クリーニング店 等	・店舗での飲食につながる酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ
学習支援業	自動車教習所, 学習塾 等	・感染防止対策の徹底 ・オンラインの活用等の働きかけ